



宮 崎 県 公 報

平成29年3月27日(月曜日) 第 2881 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について…………… (自然環境課) 1	
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の発生 (水産政策課) 1	

○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (水産政策課) 2	
○道路の区域の決定…………… (道路保全課) 2	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (“) 2	
○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 2	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 3	

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (経・働・財課) 4	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 4	

告 示

宮崎県告示第 211号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中 朋史 (株式会社りっしん自立援助協会 都城事業所)	都城市前田町 9 街区11 号	平成29年 3 月 8 日
坂元 武 (株式会社りっしん自立援助協会 都城事業所)	都城市前田町 9 街区11 号	平成29年 3 月 8 日

宮崎県告示第 212号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成29年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550200390	花ことば	都城市姫城町11街 区29号	押し花合同会社	都城市姫城町11街 区29号	平成29年 3 月 1 日	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス

宮崎県告示第 213号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (平成29年宮崎県告示第 71号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
美郷町役場

一柳シヅ、橋口隆吉、江野村新一郎、高森富喜夫、黒木アヤ子、黒木格治、児玉宅助、松田藤三郎、川元尚、増田春市、日高夕平治、無田村右衛門

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年宮崎県告示第71号によること。

宮崎県告示第 214号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第 112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112

条第 1 項の規定による同意があったと認めた。

なお、同項の規定による保険に付する義務は、平成29年3月28日に発生する。

平成29年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮野浦加入区 市振加入区 古江加入区 島浦町加入区 延岡加入区 浦城加入区 土々呂加入区 庵川加入区 門川加入区 富島加入区 日向加入区 都農町加入区 川南町加入区 富田加入区 宮崎加入区 青島加入区 内海加入区 鶴戸加入区 油津加入区 大堂津加入区 南郷加入区 栄松加入区 外浦加入区 市木加入区 都井加入区 立字津加入区 本城加入区 金谷加入区 串間加入区

宮崎県告示第 215号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、次の加入区について、平成25年宮崎県告示第 204号による保険に付すべき義務は、平成29年3月27日限り消滅する。

平成29年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮野浦加入区 市振加入区 古江加入区 島浦町加入区 浦城加入区 延岡加入区 土々呂加入区 庵川加入区 門川加入区 富島加入区 日向加入区 都農町加入区 川南町加入区 富田加入区 宮崎加入区 青島加入区 内海加入区 鶴戸加入区 油津加入区 大堂津加入区 南郷加入区 栄松加入区 外浦加入区 市木加入区 都井加入区 立字津加入区 本城加入区 金谷加入区 串間加入区

宮崎県告示第 216号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成29年3月27日から平成29年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
351	県道	木脇高岡線	東諸県郡国富町大字本庄字出来所1262番3地先から宮崎市大字吉野字柳原1362番5まで	13.0～52.1	1,250.16

宮崎県告示第 217号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年3月27日から平成29年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高岡線	日南市大字益安字小路124番1地先から同市大字東弁分字畑中乙665番1地先まで	旧	9.8～16.7	435.7
				新	12.0～16.7	435.7

宮崎県告示第 218号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年3月27日から平成29年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
49	県道	北方土々呂線	延岡市土々呂町5丁目1176番地先から同市同町4丁目42番1地先まで	旧	5.0～42.1	73.9
				新	12.4～42.1	67.4

宮崎県告示第 219号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年3月27日から平成29年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高岡線	日南市大字益安字小路124番1地先から同市大字東弁分字畑中乙665番1地先	平成29年3月27日

まで

宮崎県告示第 220号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 3 月27日から平成29年 4 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
352	県道	野首麓線	宮崎市大字糸原字上藪3436番 2 地先から同市同大字同字3434番 4 地先まで	平成29年 3 月27日

宮崎県告示第 221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 3 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	浜崎谷川	06- 381- 1 - 018	土 石 流
	奥畑川	06- 381- 1 - 018 -新①	土 石 流
	白土谷川	06- 381- 1 - 019	土 石 流
	熊次谷川	06- 381- 1 - 020	土 石 流
	岩下谷川	06- 381- 1 - 021	土 石 流
	大爺ヶ谷川	06- 381- 2 - 017	土 石 流
	東大爺ヶ谷川	06- 381- 2 - 017 -新①	土 石 流
	横内谷川	06- 381- 2 - 018	土 石 流
	高野谷川	06- 381- 2 - 019	土 石 流

中村谷川	06- 381- 2 - 019 -新①	土 石 流
北浜崎谷川	06- 381- 2 - 020	土 石 流
永 田 川	06- 381- 2 - 021	土 石 流
西永田谷川	06- 381- 2 - 022	土 石 流
平木場谷川	06- 381- 2 - 023	土 石 流
瀬越 - 5	I - 1 - 0842	急傾斜地の崩壊
平 木 場	I - 1 - 0844	急傾斜地の崩壊
平木場-新①	I - 1 - 0844-新①	急傾斜地の崩壊
瀬越 - 6	I - 1 - 0920	急傾斜地の崩壊
瀬越 - 0	II - 1 - 0841	急傾斜地の崩壊
瀬越-新①	II - 1 - 0841-新①	急傾斜地の崩壊
田 之 平	II - 1 - 0922	急傾斜地の崩壊
瀬越 - 1	II - 1 - 5717	急傾斜地の崩壊
瀬越 - 2	II - 1 - 5718	急傾斜地の崩壊
瀬越 - 3	II - 1 - 5719	急傾斜地の崩壊
瀬越 - 4	III - 1 - 9526	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年 3 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	奥畑川	06- 381- 1 - 018 -新①	土 石 流
	白土谷川	06- 381- 1 - 019	土 石 流

	熊次谷川	06-381-1-020	土 石 流	7日	ーデン		俣 652番地	神的に悩んでいる（うつ状態）方々等を救って地域をよくするために、花や緑の種苗・植栽・栽培及びこれらの加工等のほか販売事業を行い、一般の方と交流し協働しながら、いきいきと暮らせる潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。
	岩下谷川	06-381-1-021	土 石 流					
	横内谷川	06-381-2-018	土 石 流					
	高野谷川	06-381-2-019	土 石 流					
	中村谷川	06-381-2-019-新①	土 石 流					
	北浜崎谷川	06-381-2-020	土 石 流					
	瀬越-5	I-1-0842	急傾斜地の崩壊					
	平木場	I-1-0844	急傾斜地の崩壊					
	平木場-新①	I-1-0844-新①	急傾斜地の崩壊					
	瀬越-6	I-1-0920	急傾斜地の崩壊					
	瀬越-0	II-1-0841	急傾斜地の崩壊					
	瀬越-新①	II-1-0841-新①	急傾斜地の崩壊					
	田之平	II-1-0922	急傾斜地の崩壊					
	瀬越-1	II-1-5717	急傾斜地の崩壊					
	瀬越-2	II-1-5718	急傾斜地の崩壊					
	瀬越-3	II-1-5719	急傾斜地の崩壊					
	瀬越-4	III-1-9526	急傾斜地の崩壊					

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成29年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年3月	特定非営利活動法人綾グリーンガ	黒原 友恵	宮崎県東諸県郡綾町大字南	この法人は、綾町やその周辺地域に住んで精

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成29年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡川南町大字川南字出水原 13563番4外9筆	福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階株式会社 コスモス薬品